求職者・教育実習生等に対するハラスメント防止に関する基本方針

１．目的と方針

学校法人松翠学園（以下「本学園」という。）は、すべての教職員が互いの尊厳を傷つけることなく、安心して能力を発揮できる教育・労働環境の維持に努めております。

近年、採用活動の場や教育実習の場において、優位な立場を利用した「就活セクハラ」や各種ハラスメントが社会問題となっています。本学園において、これらは重大な人権侵害であり、教育機関としての信頼を揺るがす決して許されない行為です。

現在本学園で働く教職員間だけでなく、「採用選考に応募する求職者」や「教育実習生」など、本学園に関わるすべての方々に対しても、ハラスメント行為を一切容認しないことをここに宣言し、以下の通り方針を定めます。

２．禁止される行為

採用選考や教育実習の指導、部活動・課外活動等の場において、以下のような言動を固く禁止します。

- 性的な言動・プライバシーの侵害：交際相手の有無、結婚・出産に関する質問、不必要な身体への接触、個人的な食事やデートへの執拗な誘い。
- 性別役割分担意識に基づく言動：「男性/女性だからこの仕事が向いている」といった発言、お茶汲みや雑務を特定の性別だけに強いる・またはそれを前提とした質問。
- 優位な立場を利用した不適切な要求：「採用や実習の評価」という職務上の権限を不当に利用して職務を逸脱した不適切な言動や要求を行うこと。

３．採用活動・実習指導における運用の遵守事項

ハラスメントの誤解を招かないため、また求職者・実習生の皆様が安心して選考・実習に臨めるよう、本学園の教職員は以下の実務ルールを徹底します。

- 面接・面談の時間及び場所：原則として校内施設または公式のオンラインツールを使用し、夜間の実施や閉ざされた密室で１対１となる状況を避けます。
- 連絡手段：求職者や実習生との連絡は公式なルート（学園のメールアドレス等）に限定し、教職員個人の携帯電話や私的な SNS でのやり取り、業務外での個人的な接触は原則として禁止します（緊急時等、やむを得ない場合を除きます）。
- OB・OG 訪問：現教職員への訪問を希望される場合も、必ず事前に学園の採用窓口を通した公式な手続きを経て実施します。

４．違反者への対処

求職者、教育実習生等に対するハラスメント行為は、本学園の服務規律の違反行為とみなします。

万が一、これらの行為が確認された場合は、担当からの即時除外に加え、現行のハラスメント防止規程または就業規則の「秩序を乱す行為」等の条項を適用し、厳正な処分を行います。

5．相談窓口の設置

本学園では、教職員からの報告及び求職者・実習生等から相談を受け付ける窓口を設置しています。選考の過程や実習期間中に、不適切な言動やルールに反する誘いを受けた（または見かけた）場合は、速やかに下記までご連絡ください。

・相談窓口：法人本部総務企画課
・電話番号：058-247-5045
・メールアドレス：houjinhonbu@shosuigakuen.ac.jp

※相談者や、事実関係の確認等に協力した方の秘密は厳守されます。また、これを理由として選考結果や実習評価等において不利益な取扱いを行うことは決してありません。

教育機関に携わる者として、教職員一人ひとりが高い倫理観を持ち、公私のけじめを厳格にして業務・指導に当たるとともに、求職者・実習生の皆様が公正かつ安心して挑戦できる環境を提供いたします。

以上